

## 現代韓国朝鮮学会賞（小此木賞）に関する規定

2007年11月10日	理事会で決定
2007年11月11日	総会で承認
2010年11月14日	理事会で改正発議
2010年11月14日	総会で承認
2012年11月10日	理事会で改正発議
2012年11月11日	総会で承認

### （趣旨）

第1条 現代韓国朝鮮の政治・経済・社会・国際関係等に関する社会科学および歴史的研究に関する優れた論文または学術図書を執筆した以下のいずれかに該当する現代韓国朝鮮学会会員（以下「会員」とする。）である若手研究者に対し、今後のさらなる研究を奨励するため、現代韓国朝鮮学会賞（小此木賞）（以下「学会賞」とする。）を贈呈する。

- 一 授賞が決定された年の末日において年齢満40歳未満の者
- 二 授賞が決定された年の末日において博士後期課程（これに相当するものを含む。）の入学後満10年を経過していない者
- 三 その他、理事会が認めた者

### （対象）

第2条 学会賞の審査及び授賞の対象は、第1条の趣旨に合致し、単独の著者により日本語で書かれ、募集期限から遡って概ね1年以内に公刊され、かつ次のいずれかに該当するものとする。

- 一 『現代韓国朝鮮研究』に掲載された論文
- 二 会員が執筆した論文であって、大学、研究所等が発行する学術定期刊行物（当学会以外の学会が発行したものは除く。）または学術図書（当学会以外の学会が発行したものは除く。）に掲載され、かつ会員からの推薦があったもの
- 三 会員が執筆した学術図書（当学会以外の学会が発行したものは除く。）であって、かつ会員からの推薦があったもの

### （審査委員会）

第3条 学会賞を授賞する論文等を審査し、決定するため現代韓国朝鮮学会理事会（以下「理事会」とする。）に学会賞審査委員会（以下「審査委員会」とする。）を置く。

- 2 審査委員会は1名の委員長と若干名の委員によって構成する。委員長及び委員は、それぞれ理事及び会員の中から、会長が理事会の推薦により任命する。
- 3 審査委員会は授賞を決定するに先立ち、当該論文等の執筆者に剽窃の有無等授賞に先立ち必要と考えられる事項を口頭または文書で確認することができる。
- 4 審査委員会は授賞を決定した場合、受賞者の氏名、授賞理由等必要な事項について事務局を通じて理事会に報告する。
- 5 審査委員会を代表して委員長または委員1名が、授賞後発行される『現代韓国朝鮮研究』に授賞理由等を紹介する

### （募集）

第4条 学会賞審査委員会は第2条第2号及び第3号の規程による論文等の推薦を募集することを学会ホームページへの掲載その他適切な方法により募集期限とともに会員に告知する。

### （推薦方法）

第5条 第2条第2号及び第3号の規定による論文等の推薦は会員による他薦を原則とする。ただし自薦も妨げない。

- 2 推薦しようとする会員は次に掲げるすべての書類を募集期限までに現代韓国朝鮮学会事務局（以下「事務局」とする。）宛てに郵送する。
  - 一 論文の場合は抜刷3部（ただし電子的複写によるものも可とする。）、学術図書の場合は当該図書1部
  - 二 推薦理由書（A4用紙横書き1枚以内。それ以外の書式は自由とする。）

### （贈賞）

第6条 会長は総会その他適当な機会に学会賞を受賞者に贈呈する。

- 2 学会賞は正賞を賞状、副賞を賞金とする。
- 3 賞の数は年間1を原則とする。

### （学会賞基金）

第7条 理事会は学会賞に充てるため学会賞基金（以下「基金」とする。）を設け、事務局がこれを管理する。

- 2 基金の財源は会員の寄附による。